

# 処 分 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名	: 警備業法（7-7）
根 拠 条 項	: 第49条第2項
処 分 の 概 要	: 営業の廃止命令
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	: 警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知）及び第8条（認定の取消し）
処 分 基 準	: 次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。） なお、処分の公表を別添「警備業法に基づく処分の公表基準」のとおり行うものとする。
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課警備業係（電話 043-201-0110）
備 考	

## 別添

### 警備業法に基づく処分の公表基準

#### 1 公表の対象となる処分

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）に基づく処分の公表（以下「公表」という。）は、次に掲げる処分（以下「公表対象処分」という。）について、行うものとする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限る。

- (1) 認定の取消し（法第8条）
- (2) 指示（法第48条）
- (3) 営業停止命令（法第49条第1項）
- (4) 営業廃止命令（法第49条第2項）

#### 2 公表の方法

- (1) 公表対象処分を行った場合は、別記様式により、次に掲げる方法によって、公表を行う。

ア 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課への備付け

イ 千葉県警察のホームページへの掲載

- (2) 他の都道府県公安委員会が営業停止命令を行った被処分者の主たる営業所の所在地が、千葉県内に所在する場合は、千葉県公安委員会は当該処分について公表するものとする。
- (3) 千葉県公安委員会は公表対象処分を行った場合、他に公表を行う都道府県公安委員会があるときは、当該都道府県公安委員会に対し、公表内容の写しを送付するものとする。

#### 3 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別記様式

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	氏 名 又 は 名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	
処 分 年 月 日	年 月 日	
処 分 内 容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1：処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2：処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」等）。